2027年度 募集要項

MENTAL HEALTH
SOCIAL WORKER

いつか取得したかった
精神保健福祉士



April admission 4月入学

Fall admission 10月入学

精神保健福祉士短期養成通信課程

厚生労働大臣指定 精神保健福祉士養成施設

専門実践教育訓練給付制度指定講座

学校法人昌賢学園
群馬医療福祉大学附属医療福祉専門学校

精神保健福祉士短期養成通信課程募集要項

CONTENTS

2027年度生(4月生・10月生)募集 …… 1

出願書類 …… 5

専門実践教育訓練給付制度のご案内 …… 8

学習概要 …… 9

その他 ……11

実務経験の対象となる相談援助業務の範囲 ……12

2027年度（4月生・10月生）募集

1. 定　　員：80名（4月入学生40名・10月入学生40名）

2. 修学期間：4月生　2027年　4月1日～2027年12月31日（9か月）
10月生　2027年10月1日～2028年　6月30日（9か月）

3. 入学資格：（次のア～エのいずれかに該当し、オ 対象地域に居住する者）

ア　学校教育法に基づく福祉系4年制大学において以下3-1に定める基礎科目を修めて卒業した方（卒業見込みの方）、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める方。

イ　学校教育法に基づく福祉系3年制短期大学（夜間および通信による場合を除く）において以下3-1に定める基礎科目を修めて卒業した方、またはこれに準ずるものとして厚生労働省で定める方であって、指定施設において以下3-2に定める相談援助業務に1年以上従事した方。

ウ　学校教育法に基づく福祉系2年制短期大学において基礎科目を修めて卒業した方、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める方であって、指定施設において、以下3-2に定める相談援助業務に2年以上従事した方。

エ　社会福祉士

オ　対象地域

青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県・栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県・新潟県・長野県・山梨県・神奈川県・東京都・千葉県・富山県・石川県・静岡県・岐阜県

※対象地域以外でもスクーリング日程の出席と本校指定施設での実習が可能である場合、入学を認めます。

3-1 基礎科目（入学資格 ア・イ・ウに該当する方）

基礎科目に該当するか否かは、大学・短大・専門学校に入学した年度及び履修状況により分類されます。履修された科目と以下に掲載した科目が異なる場合は、読み替えができる場合があります。詳しくは出身大学・短大・専門学校でご確認下さい。

（1）2008（平成20）年度までに大学・短大等へ入学された方の場合

1. 社会福祉原論
2. 社会保障論・公的扶助論・地域福祉論の内1科目
3. 精神保健福祉援助技術総論
4. 医学一般
5. 心理学・社会学・法学の内1科目

以上、計5科目の全てを修めている必要があります。

（2）2009（平成21）年4月～2012（平成24）年3月までに大学・短大等へ入学された方の場合

1. 人体の構造と機能及び疾病・心理学理論と心理的支援・社会理論と社会システムの内1科目
2. 社会保障
3. 低所得者に対する支援と生活保護制度
4. 福祉行財政と福祉計画
5. 保健医療サービス
6. 権利擁護と成年後見制度
7. 精神保健福祉援助技術総論

以上、計7科目の全てを修めている必要があります。

（3）2012（平成 24）年 4 月から大学・短大等に入学された方の場合

1. 人体の構造と機能及び疾病・心理学理論と心理的支援・社会理論と社会的システムの内 1 科目
2. 現代社会と福祉
3. 地域福祉の理論と方法
4. 社会保障
5. 低所得者に対する支援と生活保護制度
6. 福祉行財政と福祉計画
7. 保健医療サービス
8. 権利擁護と成年後見制度
9. 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
10. 精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）
11. 精神保健福祉援助演習（基礎）

以上、計 11 科目の全てを修めている必要があります。

（4）2021（令和 3）年 4 月から大学・短大等に入学された方の場合

1. 医学概論
2. 心理学と心理的支援
3. 社会学と社会システム
4. 社会福祉の原理と政策
5. 地域福祉と包括的支援体制
6. 社会保障
7. 障害者福祉
8. 権利擁護を支える法制度
9. 刑事司法と福祉
10. 社会福祉調査の基礎
11. ソーシャルワークの基盤と専門職
12. ソーシャルワーク演習

以上、計 12 科目の全てを修めている必要があります。

3-2 相談援助業務（入学資格 イ・ウに該当する方）

相談援助業務は、精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉士の業務として以下①～③の精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言・指導・日常生活を送るための必要な訓練その他の援助を行うことを示します。

①精神障害者の社会復帰に関し、退院後の住居や福祉制度の相談に応じること。
②患者・利用者の意思を尊重し、金銭管理や規則的な生活・掃除・洗濯等日常生活を送るための必要な訓練を行い、自立を支援すること。
③地域で、患者・利用者が自分らしく生きるために困難を感じていることについて環境調整を行うこと。

一方、相談援助には、医療に着目した観点から行う精神障害の予防や治療等に関する相談・指導などは含まれていません。病棟での看護業務は含まれません。

国家試験受験資格の対象となるのは、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っていることが必要です。この場合の主たる業務とは、必ずしも常勤や有給である必要はありませんが、他の業務（医事課業務や病棟での看護業務など）に就きながら社会復帰に関する相談援助を行うことがあるという場合、主たる業務とはみなされません。

※指定施設における相談援助業務は3-2に定める施設等の種別及び従事職種が、ともに12頁以降の「実務経験の対象となる相談援助の業務の範囲」に該当している場合のみ認められます。

3-3 実習免除施設及び職種

入学前に指定施設において相談援助業務（2 頁、3-2）の実務経験が 1 年以上ある方は実習が免除となります。 詳しくは、実務経験の対象となる相談援助の業務の範囲 12 頁～ 20 頁を参考に、必要書類を作成して下さい。

3-4 実習時間の免除

社会福祉士の「相談援助実習」「ソーシャルワーク実習」を履修して社会福祉士を取得した方は、60 時間を上限として精神科病院等の医療機関以外の実習免除が可能です。この場合､実習費の一部免除はありません。社会福祉士の｢相談援助実習｣｢ソーシャルワーク実習」を履修しないで社会福祉士を取得した方は、実習免除に該当しないため 210 時間の実習となります。

4. 入試日程：

（1）４月生

試験区分	出願期間	合格発表	手続締切
第 1 次募集	11月2日(月)～11月13日(金)	11月20日(金)	12月11日(金)
第 2 次募集	12月1日(火)～12月11日(金)	12月18日(金)	1月 8日(金)
第 3 次募集	1月8日(金)～ 1月22日(金)	1月29日(金)	2月12日(金)
第 4 次募集	2月1日(月)～ 2月12日(金)	2月19日(金)	3月 5日(金)
第 5 次募集	3月1日(月)～ 3月16日(火)	3月18日(木)	3月24日(水)

※社会福祉士の国試発表後に入学をご希望される方はあらかじめ願書をご用意いただき、発表日に連絡をした上で早急にご出願下さい。その際、国家試験に合格したことが証明できるものを添付して下さい。又、後日、社会福祉士登録証をご送付下さい。

（2）10 月生

試験区分	出願期間	合格発表	手続締切
第 1 次募集	5月6日(木)～ 5月14日(金)	5月21日(金)	6月11日(金)
第 2 次募集	6月1日(火)～ 6月18日(金)	6月25日(金)	7月16日(金)
第 3 次募集	7月1日(木)～ 7月16日(金)	7月23日(金)	8月18日(水)
第 4 次募集	8月2日(月)～ 8月18日(水)	8月25日(水)	9月10日(金)
第 5 次募集	9月1日(水)～ 9月10日(金)	9月17日(金)	9月24日(金)

※出願は郵送または直接持参して下さい。各募集期間とも最終日必着（持参の場合は 17 時まで）です。
※合格発表については期日までに発送いたします。
※合格内定者が定員に達した場合、早期募集終了とすることがあります。
※合格内定者が定員に達していない場合、追加募集を行います。

5. 入学検定料：10,000 円

（1）納入方法 ①～③のいずれかの方法でお振り込み下さい。
①金融機関所定の振込用紙を使用し、窓口で振り込みをする。
②金融機関の ATM で振り込みをする。
③インターネットバンキングを利用して振り込みをする。

※ 群馬銀行　本店　普通預金　1009850
ガク）ショウケンガクエン リジチョウ スズキ トシサダ
学校法人 昌賢学園 理事長 鈴木 利定

（2） 納入完了後、出願者氏名、金融機関名、振込日、金額、振込先が明記されている書類をご用意いただき、出願書類に必ず同封して下さい。
〔納入方法①②の場合：「ご利用控」「受付書」等を鮮明にコピーしたもの
納入方法③の場合　：「振込受付」「振込実行結果」等を印刷したもの
※預金残高等が記載されている場合は、塗り潰して消して下さい。〕

6. 選考方法：書類選考及び小論文（600 字以上 800 字以内）

7. 出願手続： （1）出願書類は次頁を参照し作成して下さい。
（2）作成した出願書類を任意の封筒（角形 2 号）に一括同封のうえ、簡易書留にて郵送するか、持参により提出して下さい。

8. 入学手続き：（1）合格者には合格通知とともに、入学手続き書類を送付します。
（2）入学手続きは、入学手続き期間内に「入学金」・「授業料」を銀行振込により納付するとともに、「入学金振込確認書」・「テキスト注文書」・「写真（4 × 3cm）1 枚」を提出することによって完了します。手続き締切を確認の上、郵送・または持参により関係書類を提出して下さい。

9. 入学辞退： 入学を辞退する場合には、入学手続き完了前後に関わらず、電話でその旨をお伝え下さい。その後、書面にて辞退届〔願書受理番号、氏名、住所、辞退理由〕を提出していただきます。入学手続完了後の入学辞退については、納入していただいた学費等の返還はできません。

10. 授業料等：（1）入学手続き時に納入

入学金	授業料
30,000 円	160,000 円

（2）入学後に納入（4 月生は 6 月頃、10 月生は 11 月頃）

	テキスト代	実習費
実習該当者 （一部免除者含）	29,000 円程度	130,000 円
実習免除者	26,000 円程度	―

(3)学校法人昌賢学園卒業生（大学院・大学・短大・専門学校・社会福祉士通信課程）は、入学金免除となります。入学願書提出時に卒業証明書若しくは修了証明書を添付して下さい。また、群馬医療福祉大学大学院と同時入学する場合も、当通信課程の入学金が免除となります。該当となる方は出願時にご連絡をお願いいたします。

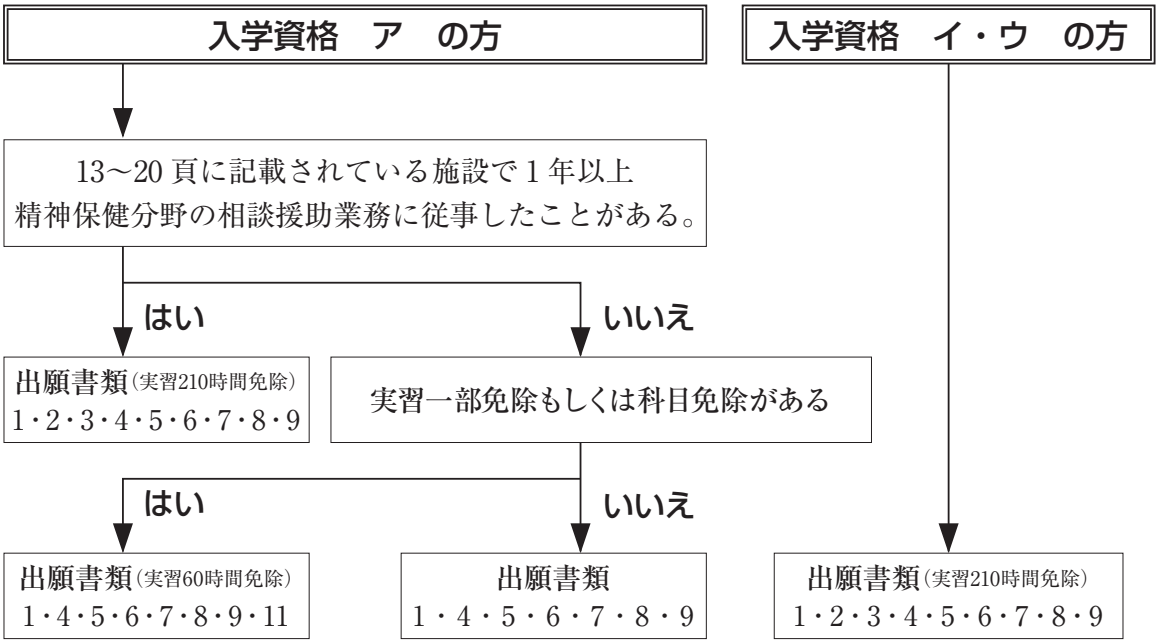
出願書類

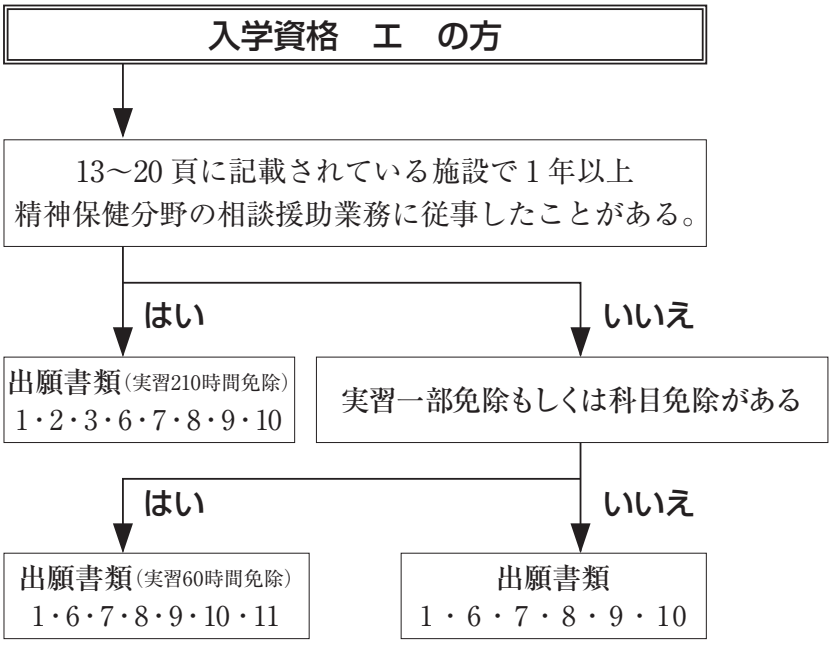
出願書類は巻末に綴込まれています。

全ての書類について黒または青インクのボールペンを使用し、次頁からの各書類作成上の注意事項を参考にして楷書で記入をして下さい。訂正は二重線を引き訂正印を押印し、余白に記入して下さい。修正テープ等を使用したものは無効です。入学資格ごとの出願書類については以下のフローチャートを参照して下さい。

ソーシャルワーク実習（精神専門）の免除には指定施設において１年以上の精神保健分野での相談援助の実務経験が必要です。不明点は遠慮せず、お問い合わせ下さい。

入学資格別出願書類フローチャート





出願書類一覧	
1	入学願書
2	実務経験申告書
3	実務経験証明書
4	卒業証明書
5	基礎科目履修証明書
6	小論文
7	合否通知用封筒（長型３号）
8	入学検定料振込確認書
9	写真（４×３㎝）、願書に添付
10	社会福祉士登録証の写し（A4）
11	成績証明（ソーシャルワーク実習・免除科目の履修が確認できる証明書）

1. 入学願書（全員）

所定の用紙に必要事項をもれなく記入し、写真を貼付して下さい。
保証人欄は保証人が自署して下さい。

2. 実務経験申告書（入学資格・実習免除の該当者）

（1）所定の用紙に必要事項をもれなく記入して下さい。
（2）職種は、実務経験に該当する職種のみ正確に記入して下さい。
（3）実務経験期間は、入学資格に定められた期間分のみ記入して下さい。
（4）入学時までに経験年数を満たす方の場合は、「実務経験申告書」の右肩に「見込み」と明記して下さい。
その場合、入学後改めて「実務経験申告書」を提出して下さい。

3. 実務経験証明書（入学資格・実習免除の該当者）

（1）「実務経験申告書」の内容について、所定の用紙（コピーして使用可）を用いて、施設・機関ごとに証明を受けて下さい。
（2）実務経験に該当する職種について証明を受けて下さい。
（3）実務経験期間は、入学資格に定められた期間分のみ記入して下さい。
（4）入学時までに経験年数を満たす場合は、「実務経験証明書」の右肩に「見込み」と明記して下さい。
その場合、入学後改めて「実務経験証明書」を提出して下さい。

4. 卒業証明書（入学資格ア～ウ）

（1）入学資格に該当する卒業証明書を提出して下さい。卒業証書のコピーは受理できません。
（2）卒業見込みの方は、「卒業見込証明書」を提出し、卒業後、速やかに「卒業証明書」を提出して下さい。
（3）学校法人昌賢学園をご卒業された方は、入学金が免除となりますので、「卒業証明書」若しくは「修了証明書」を提出して下さい。（大学院・大学・短大・専門学校・社会福祉士通信課程）

5. 基礎科目履修証明書（入学資格ア～ウ）

基礎科目（1 頁～ 2 頁参照）の履修を証明する書類です。出身校に問い合わせをして下さい。

6. 小論文（全員）

与えられた課題に基づき、所定の用紙に記述の上、提出して下さい。

7. 合否通知用封筒（全員）

任意の封筒（長型 3 号）をご用意いただき、自分の住所・氏名を明記して、切手（410 円、速達便分）を貼付の上提出して下さい。

8. 入学検定料振込確認書（全員）

3 ～ 4 頁「5. 入学検定料」を参照の上、入学検定料を納入し、振込内容が確認できる書類を提出して下さい。

9. 写真 （全員）

仕様：4 × 3cm（正面上半身、脱帽、無背景のもの、白黒・カラー可）
入学願書貼付用
※合格された後、入学手続きの際にもう 1 枚必要となります。（学生証用）

10.「社会福祉士登録証」のコピー（A4 版）（入学資格　エの方）

出願時に登録が済んでいない方（4 月入学 社会福祉士に合格されて間もない方）は、合格が証明できるものを添付して下さい。

11. 成績証明書

実習時間の一部免除（3 頁、3-4）、科目の履修免除（11 貢、その他 1）のための証明書類となります。社会福祉士の「ソーシャルワーク実習」（相談援助実習）・精神保健福祉士課程の専門科目の履修を確認するために必要です。

書類提出先

〒 371-0846
群馬県前橋市元総社町 152 番地
群馬医療福祉大学附属医療福祉専門学校
精神保健福祉士短期養成通信課程　入学受付係

電話

0120-135-294
※お電話でのお問い合わせは、平日の 9:00 ～ 17:00 となります。

専門実践教育訓練給付制度のご案内

1. 専門実践教育訓練での「教育訓練給付金」制度

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）、又は被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。（詳細については、最寄りのハローワークの窓口までご相談下さい。）

2. 支給対象者

①専門実践教育訓練の受講を開始した日に雇用保険の被保険者の方のうち、3 年以上同一の事業主に引き続き雇用されていた方

②受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日まで 1 年以内であり、かつ 3 年以上同一の事業主に引き続き雇用されていた方

※但し、①②ともに、初めて教育訓練給付の支援を受けようとする方については、2 年以上の継続雇用で申請可能

3. 支給申請手続き

申請の手続きには、訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブカードを作成した後、ハローワークなどで配布する「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」とジョブカードをハローワークに提出します。この手続きは、原則として、**受講開始日 2 週間前までに行う必要**があります。（支給を受けるための支給申請は別途手続きが必要）これらの書類の提出は、原則本人の住所を管轄するハローワークに対して行います。

4. 支給額（条件が合えば、合計 80%が支給されます）

	専門実践教育訓練の受講中	専門実践教育訓練の修了後
支給額 （受講者が支払った教育訓練費×右欄の割合）	50%	資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から 1 年以内に被保険者として雇用された方、または、すでに雇用されている方 20% さらに、修了し、資格取得・就職して、訓練修了後の賃金が受講開始前と比較して 5% 以上上昇した方 10%

5. 群馬医療福祉大学附属医療福祉専門学校、精神保健福祉士短期養成通信課程

指定講座番号　・実習免除　　1010014-2010011-9
　　・実習一部免除　1010014-2310021-1
　　・実習該当　　1010014-2310011-9

※ハローワークでお手続をする際に必要となります。

学習概要

1. レポート学習

（1）指定科目のテキストをもとに自宅で学習し、担当教員が出題した課題についてレポートを作成し、指定期日までに提出して下さい。
（2）提出されたレポートは、担当教員が添削を行い、A～Dの4段階で評価します。A～C評価までが合格となり、D評価の場合は再レポートとなります。
（3）科目ごとの提出回数は「学習の手引き」で確認して下さい。指定提出期日までに提出されない場合は、D評価扱いとして再レポートとなります。
（4）再レポートは指定提出期日までに提出し、合格評価されることが必要です。
（5）止むを得ない事情により、指定提出期日までに提出できないことが明らかである場合は、届け出ることで提出期日が考慮されます。その場合、修了時期が遅れることがあります。
（6）各レポート指定提出期日は、入学決定後に連絡いたします。

2. スクーリング

（1）群馬医療福祉大学附属医療福祉専門学校で行います。（春コース（対面）・秋コース（オンデマンド）、年2回。）スクーリング8日間・ソーシャルワーク実習（精神専門）指導（実習該当者）2日間の日程です。（詳細は後日通知します。）実習該当者は、スクーリングを受講した後、実習を実施します。
（2）厚労省の規定により全日程科目毎に8割以上の出席が必要となります。但し､本校では、全日程の出席を推奨しています。やむをえず欠席する場合は他のコースで振替をしていただきます。
（3）担当講師の授業に出席し、最終講義時間の確認試験に合格（100点満点中、60点以上）することで履修となります。

3. ソーシャルワーク（精神専門）実習（該当者のみ）

（1）指定施設で実習指導者の指導のもとに実習を行います。実習先に関しては、受講生の居住地を中心に選定いたしますが､状況によっては契約施設で行っていただくことになります。
（2）実習は、210時間以上（概ね医療機関12日間・他機関15日間）が基本です。原則として休日を除く連続した日程で行います。社会福祉士の｢相談援助実習｣｢ソーシャルワーク実習」を履修した方の実習時間は､「他機関実習」が60時間上限で免除され150時間以上（概ね20日間）となります。
（3）実習該当者の方は、確認事項がございますので出願前に本校にお問い合わせ下さい。実習先との調整上、全て希望通りに日程を確保できるとは限りません。その場合は、出願時期を含めてご検討下さい。
（4）実習期間中は、（2）に記載した実習時間に加え、実習記録の作成や事前・事後のレポート作成が必要になります。
（5）実習は、A～Dの4段階で評価されます。C評価までが合格となり、D評価の場合は、担当者の指導後、再実習となります。（再実習費別途必要）

4. 学習進度計画

通信課程では、以下の3つの方法で履修します。

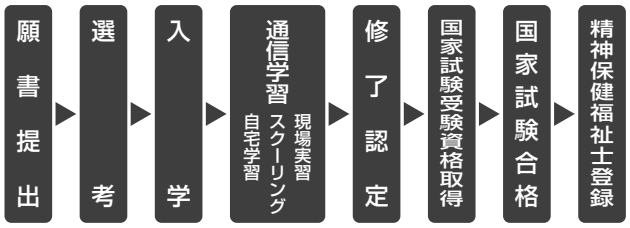
（1）テキスト履修

テキストにより自宅学習を行い、学習課題に沿ってレポートを提出していただき、添削指導を行います。学習上の疑問点があれば質問紙・メール・電話・面談にて対応します。提出されたレポートは、各科目の担当講師により添削、評価、指導を受けた後、返却されます。レポートが不合格の場合は、再提出していただきます。

（2）スクリーング履修（8 日間、実習の必要な方は 10 日間）

スクーリングは、全科目 8 割の出席にて履修の認定となります。
当校では、働きながら無理なく受講していただくために土曜（時に日曜）をスクーリング日にしています。

（3）ソーシャルワーク実習（精神専門）（該当者のみ）

	学科目	テキスト履修	スクーリング履修	ソーシャルワーク実習（精神専門）
カリキュラム（時間数）	精神医学と精神医療	162	6	
	現代の精神保健の課題と支援	162	6	
	精神保健福祉の原理	162	6	
	ソーシャルワークの理論と方法	162	6	
	ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）	162	6	
	精神障害リハビリテーション論	81	3	
	精神保健福祉制度論	81	3	
	ソーシャルワーク演習（精神専門）	243	9	
	ソーシャルワーク実習指導（精神専門）	243	9	
	ソーシャルワーク実習（精神専門）			210
	合　計（時間数）	1458	54	210
修了認定	全科目に関して期日までにテキスト履修（レポート）とスクーリング履修（確認テスト）に合格した場合に修了の認定を行います。また、「ソーシャルワーク実習（精神専門）」を履修する方は、併せて「ソーシャルワーク実習（精神専門）指導」スクーリング履修、及び、指定期間内に実習を修了し合格する必要があります。			
資格取得までの過程				

その他

1. 科目の履修免除

科目の履修については､既に大学で履修されている科目がある場合､証明できる書類（成績証明書等）を添付の上、願書提出時に申し出て下さい。

また、実習を免除される方は、スクーリングのソーシャルワーク実習指導（精神専門）も免除となります。

ただし、これによる授業料の減免はありません。

2. 使用テキスト

日本精神保健福祉士養成校協会編『最新・精神保健福祉士養成講座（全８巻)』中央法規出版及び『最新・社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座 ソーシャルワークの理論と方法（共通科目)』をメインテキスト（随時最新版を更新）として使用します。

その他、国家試験受験対策として、参考文献（有料・任意）のご案内をいたします。

3. 修了認定

レポート課題の評価（Ａ～Ｃ評価が合格)、スクーリングの全科目全日程の８割以上の出席、スクーリング時の確認テストの成績（60 点以上合格）を総合評価して決定します。

4. 国家試験対策

本校主催の国家試験対策講座を９月以降に行います。（任意参加、別途申し込み、有料）

10 月中旬に一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の精神保健福祉士全国統一模擬試験が行われます。当校では受験をお勧めしています。（別途申し込み、有料）

5. 職能団体と連携

群馬県精神保健福祉士会が主催する精神保健福祉士を目指す学生向け研修会のご案内をしています。

6. 精神保健福祉分野の求人情報提供

学生の進路相談に対応いたします。入学後に教員までご相談下さい。

7. 精神保健福祉士を目指す者としての矜持及びカスタマーズハラスメント

相談援助職を目指す受講生として、実習施設及び利用者への敬意、学校との連絡を確実に行うなど、矜持を持って学習に取り組んで下さい。これらの事柄が守れず迷惑行為に及んだ場合は、学則上の処分及び関係法令に照らし適切な対処をいたします。

実務経験の対象となる相談援助業務の範囲

精神保健福祉士法施行規則による「短期大学等で指定科目を履修して卒業し、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験」又は「精神保健福祉士養成施設に入学するために必要な実務経験」は、次の施設・事業において精神障害者の社会復帰に関する相談業務を主たる業務として行っている者となっています。（精神保健福祉士法施行規則（平成 10 年厚生省令第 11 号）第 2 条）詳しくは、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページをご覧下さい。

1. 相談援助の業務

精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっている方

（1）精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①から⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね 5 割以上従事することが要件となります。

① 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

② 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

③ 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

④ 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤ 援助を行なうための関係者との連絡、調整等

・ケースカンファレンス等の会議への出席
・ケース記録等の関係書類の整理
・職員間の申し送り、連絡、調整
・関係機関との連絡、調整

（2）病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

（3）児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

2. 業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の対象となる施設・（事業等）種類・職種の例として当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね４分の３以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとする。

3. 実務経験対象となる施設・事業種類一覧

いずれも、精神障害者に対してサービスを提供するものに限ります。

実務経験の範囲は更新されている場合があります。最新の情報は「社会福祉振興・試験センター」の HP にてご確認下さい。

- 施設（事業）等種類に関してはすべて精神障害者に対してサービスを提供するものに限ります。
- 職種の例にある「その他」に関しては P12　1. 相談援助の業務を参照して下さい。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
精神科病院	・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー ・その他
精神保健福祉センター	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員 ・その他

児童福祉法

<table>
<tr><th colspan="2">施設（事業）種類
（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）</th><th>職種</th></tr>
<tr><td rowspan="4">障害児通所支援事業を行なう施設
（児童デイサービスであった期間を含む）</td><td>児童発達支援</td><td rowspan="4">・相談援助業務に従事する職員
・その他</td></tr>
<tr><td>放課後等デイサービス</td></tr>
<tr><td>居宅訪問型児童発達支援</td></tr>
<tr><td>保育所等訪問支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">乳児院</td><td>・個別対応職員
・家庭支援専門相談員
・心理療法担当職員
・児童指導員
・保育士
・里親支援専門相談員
・その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">児童養護施設</td><td>・児童指導員
・保育士
・個別対応職員
・家庭支援専門相談員
・心理療法担当職員
・職業指導員
・自立支援担当職員
・里親支援専門相談員
・その他</td></tr>
</table>

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
福祉型障害児入所施設 （知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む）	・児童指導員 ・保育士 ・児童発達支援管理責任者 ・心理担当職員 ・職業指導員 ・その他
児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	・心理療法担当職員 ・児童指導員 ・保育士 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・自立支援担当職員 ・その他
児童相談所	・児童福祉司 ・児童心理司 ・受付相談員 ・相談員 ・電話相談員 ・心理療法担当職員 ・児童指導員 ・保育士 ・その他
母子生活支援施設	・母子支援員 ・少年を指導する職員 ・心理療法担当職員 ・個別対応職員 ・保育士 ・自立支援担当職員 ・個別対応職員 ・その他
障害児相談支援事業を行なう施設	・相談支援専門員 ・相談支援員 ・その他
児童自立支援施設	・児童自立支援専門員 ・児童生活支援員 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・心理療法担当職員 ・職業指導員 ・自立支援担当職員 ・その他
児童家庭支援センター	・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 88 条の 3 第 1 項に規定する職員 ・その他
児童自立生活援助事業を行なう施設	・相談援助業務を行なう指導員 ・自立支援担当職員 ・個別対応職員 ・その他
里親支援センター	・里親制度等普及促進担当者 ・里親等支援員 ・里親研修等担当者 ・市町村連携支援員 ・養親等相談支援員 ・自立支援担当職員 ・家庭支援専門相談員 ・心理療法担当職員 ・その他（職種名を記入）

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
社会的養護自立支援拠点事業を行なう施設	・支援コーディネーター ・生活相談支援員 ・就労相談支援員
妊産婦等生活援助事業を行なう施設	・支援コーディネーター ・母子支援員
一時保護施設	・児童指導員 ・保育士 ・心理療法担当職員 ・個別対応職員
養育支援訪問事業を行なっている事業所	・訪問支援者
親子再統合支援事業を行なっている事業所	・相談援助業務を行なっている職員

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
民間あっせん機関	・養子縁組あっせん責任者 ・相談員

子ども・若者育成支援推進法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
子ども・若者総合相談センター	・相談援助業務を行なっている職員

地域保健法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
保健所	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員 ・その他
市町村保健センター	

医療法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
病院 （精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る）	・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー ・その他
診療所 （精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る）	

生活保護法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
救護施設	・生活指導員 ・その他
更生施設	
被保護者就労支援事業を行なう事業所	・就労支援員
被保護者就労準備支援事業を行なう事業所 被保護者家計改善支援事業を行なう事業所 子どもの進路選択支援事業を行なう事業所 被保護者地域居住支援事業を行なう事業所	・就労支援員 ・被保護者就労準備支援担当者 ・相談支援に従事する者 ・家計改善支援員 ・居住支援員

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
就労支援事業を行う事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業〕	・就労支援員
日常生活支援住居施設	・生活支援員
	・生活支援提供責任者

地方自治体

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員 ・その他
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	

生活困窮者自立支援法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
生活困窮者自立相談支援事業を行なう自立相談支援機関	・主任相談支援員 ・相談支援員 ・就労支援員 ・家計改善支援員 ・就労準備支援担当者
生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所	
生活困窮者家計改善支援事業を行なう事業所	

社会福祉法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
福祉事務所	・査察指導員 ・身体障害者福祉司 ・知的障害者福祉司 ・老人福祉指導主事 ・現業員 ・家庭児童福祉主事 ・家庭相談員 ・面接員に相当する職員 ・女性相談支援員 ・母子・父子自立支援員 ・母子・父子自立支援プログラム策定員 ・就業支援専門員 ・生活保護法第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員 ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 1 の 3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 ・その他
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	・専門員
市町村社会福祉協議会	・福祉活動専門員 ・相談援助業務（主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る）に従事する職員 ・その他

知的障害者福祉法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
知的障害者更生相談所	・知的障害者福祉司 ・心理判定員 ・職能判定員 ・ケース・ワーカー ・その他

法務省設置法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
保護観察所	・社会復帰調整官 ・保護観察官 ・その他

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
広域障害者職業センター	・障害者職業カウンセラー ・その他
地域障害者職業センター	・障害者職業カウンセラー ・職場適応援助者 ・その他
障害者就業・生活支援センター	・主任職場定着支援担当者 ・主任就業支援担当者 ・就業支援担当者 ・生活支援担当職員 ・その他

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
女性相談支援センター	・相談支援員 ・心理支援員 ・女性相談支援員
女性自立支援施設	・入所者の自立支援を行なう職員

刑事収容施設法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
刑事施設	・刑務官 ・法務教官 ・法務技官（心理） ・福祉専門官

少年院法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
少年院	・法務教官 ・法務技官（心理） ・福祉専門官

少年鑑別所法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
少年鑑別所	法務教官 法務技官（心理）

更生保護事業法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
更生保護施設	・補導に当たる職員 ・福祉職員 ・薬物専門職員 ・訪問支援職員 ・その他

発達障害者支援法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
発達障害者支援センター	・相談支援を担当する職員 ・就労支援を担当する職員 ・その他

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		職種
障害福祉サービス事業	生活介護を行なう施設	・生活支援員 ・サービス管理責任者 ・その他
	自立訓練を行なう施設	
	就労移行支援を行なう施設	・職業指導員 ・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者 ・その他
	就労継続支援を行なう施設	・職業指導員 ・生活支援員 ・サービス管理責任者 ・その他
	就労定着支援を行なう施設	・就労定着支援員 ・サービス管理責任者 ・相談援助業務に従事する職員 ・その他
	自立生活援助を行なう施設	・地域生活支援員 ・サービス管理責任者 ・相談援助業務に従事する職員 ・その他
	短期入所を行なう施設	・相談援助業務に従事する職員 ・その他
	重度障害者等包括支援を行なう施設	
	共同生活援助を行なう施設 （共同生活介護であった期間を含む）	

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		職種
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行なっている施設	・相談援助業務に従事する職員
	障害者相談支援事業を行なっている施設	
	障害児等療育支援事業を行なっている施設	
一般相談支援事業を行なう施設 （相談支援事業を行なう施設であった期間を含む）		・相談支援専門員 ・その他
特定相談支援事業を行なう施設 （相談支援事業を行なう施設であった期間を含む）		・相談支援専門員 ・相談支援員 ・その他
障害者支援施設		・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者 ・その他
地域活動支援センター		・指導員 ・その他
福祉ホーム		・管理人 ・その他
基幹相談支援センター		・相談援助業務に従事する職員 ・その他

介護保険法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
地域包括支援センター	・包括的支援事業に係る業務を行なう職員(注意 1) （介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号から第 5 号までに掲げる事業を除く） ・その他

（注意 1）「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。通知の内容を必ず確認してください。

職業安定法

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
公共職業安定所	・精神・発達障害者雇用サポーター ・障害学生等雇用サポーター

その他

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なう施設	・地域体制整備コーディネーター ・地域移行推進員 ・その他
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行なう施設	・相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
第 1 号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	・第 1 号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者
スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設	・スクールソーシャルワーカー ・その他
就業支援事業を行なう施設 （ひとり親家庭等就業･自立支援事業実施要綱に基づく事業）	・就業相談業務を行なう相談員
母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行なう施設	・相談員
ひきこもり地域支援センター	・ひきこもり支援コーディネーター
地域生活定着支援センター	・相談援助業務に従事する職員
ホームレス自立支援事業を行なう施設	・生活相談指導員 ・その他
地域若者サポートステーション	・相談援助業務に従事する職員
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	・支援コーディネーター
子ども家庭総合支援拠点	・相談援助業務を行なっている職員
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	・精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員 （注意）個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。 事前に試験センターへ電話で連絡してください。 ※受験資格を得るために、短期養成施設・一般養成施設に入学する場合、各養成施設が相談援助実務の審査を行ないますので、各養成施設にお問い合わせください。

現在廃止事業の分野

（注意）以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種
精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	・世話人 ・その他
精神障害者社会復帰施設	・精神障害者社会復帰指導員 ・管理人 ・その他
知的障害者援護施設	・生活支援員 ・その他
児童デイサービス	・相談援助業務に従事する職員 ・その他

群馬医療福祉大学附属医療福祉専門学校
精神保健福祉士短期養成通信課程
入　学　願　書

［□ 4 月入学・□ 10 月入学］ 3)

（チェック☑をつける）

受付期日	令和　　年　　月　　日
受理番号	

※本校記入欄

［写　真］ （4cm× 3cm） 正面上半身、脱帽、無背景で3か月以内に撮影したもの。 全面に糊付けすること	ふりがな			性　別
	氏　　名	（旧姓　　）		
	生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日生（満　　歳）		
	現　住　所	〒　　-		
	TEL	（　　）	携　帯	（　　）
	メールアドレス 1)			

勤務先	業　種	
	名　称	
	職種名 2)	
	住　所	〒　　- TEL　　（　　）
最終学歴	学校名 学部・学科	（　　年制）
	卒業年月	昭和 平成 令和　　年　　月　卒業

該当する入学資格	ア. 福祉系4年制大学（基礎科目履修）を卒業（見込み） イ. 福祉系3年制短期大学（基礎科目履修）を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事 ウ. 福祉系短期大学または高等専門学校等（基礎科目履修）を卒業し、指定施設で2年以上相談援助業務に従事 エ. 社会福祉士
免除他要件	ア. 実習免除（実務経験申告書・実務経験証明書提出） イ. 実習一部免除（社会福祉士養成課程成績証明書提出） ウ. 科目一部免除（社会福祉士養成課程成績証明書提出） エ. 実習免除無し（実習あり） オ. 学校法人昌賢学園 卒業生（卒業証明書、若しくは修了証明書提出、電話連絡）

保証人	ふりがな		入学者との続柄	
	氏　名			
	現住所	〒　　-		
	TEL	（　　）	携　帯	（　　）

1）メールアドレスは本校からの連絡が確実に届くアドレスをご記入下さい。
2）職種名は、13 頁～ 20 頁「実務経験対象となる施設・事業種類一覧」の「職種の例」から選択して記入して下さい。ただし、上記職種に当てはまらない場合は、現在の職名を記入して下さい。
例：介護職・事務職・販売員等
3）4 月入学・10 月入学のどちらかにチェック☑をつけて下さい。

実 務 経 験 申 告 書

学校法人　昌賢学園
群馬医療福祉大学附属医療福祉専門学校長　殿

受理番号	

※本校記入欄

令和　　年　　月　　日

申告者	住　所	
	氏　名	㊞

相談援助業務に関する実務経験について、施設（事業所）代表者名の証明書を添えて下記の通り申告いたします。

記

所属している（していた）機関・施設等	職　　種	期　　間	施設（事業所）代表者名
		年　月　日～ 年　月　日 （　　年　ヶ月）	
		年　月　日～ 年　月　日 （　　年　ヶ月）	
		年　月　日～ 年　月　日 （　　年　ヶ月）	
		年　月　日～ 年　月　日 （　　年　ヶ月）	
		年　月　日～ 年　月　日 （　　年　ヶ月）	
		年　月　日～ 年　月　日 （　　年　ヶ月）	

※上記の申告内容は、次頁の「実務経験証明書」の証明内容と一致すること。

※本申告書は、**全て出願者本人**が記入、捺印して下さい。所属長職・氏名についても、出願者が記入して下さい。本申告書に基づき、実務経験証明書で施設代表者が実務経験を証明します。
※職種は、13 頁～ 20 頁「実務経験対象となる施設・事業種類一覧」の「職種の例」から選択して記入して下さい。
※記入日の記載の無いものは無効とします。

実務経験証明書

受理番号	

※本校記入欄

学校法人　昌賢学園
群馬医療福祉大学附属医療福祉専門学校長　殿

ふりがな		生年月日
氏　　名		昭和 平成　　年　　月　　日生
職　　種		

1. 現在の職場での実務経験を証明する場合

上記の者は、　　年　　月　　日より当施設・事業所において指定職種にて勤務していることを証明いたします。

2. 過去の職歴から実務経験を証明したい場合

上記の者は、　　年　　月　　日より　　年　　月　　日まで当施設･事業所において、指定職種にて勤務していたことを証明いたします。

令和　　年　　月　　日

所 在 地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施 設 種 類 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施設(事業所)名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者 名　　職印 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※本証明書は、実務経験申告書に基づき実務経験を証明する**施設・機関**が記入・捺印して下さい。
※職種・施設種類は、13 頁～ 20 頁「実務経験対象となる施設・事業種類一覧」の「職種の例」から選択して記入して下さい。
※記入日の記載の無いものは無効とします。

群馬医療福祉大学附属医療福祉専門学校
精神保健福祉士短期養成通信課程

小論文用紙

受理番号	氏　名	ふりがな	※評価

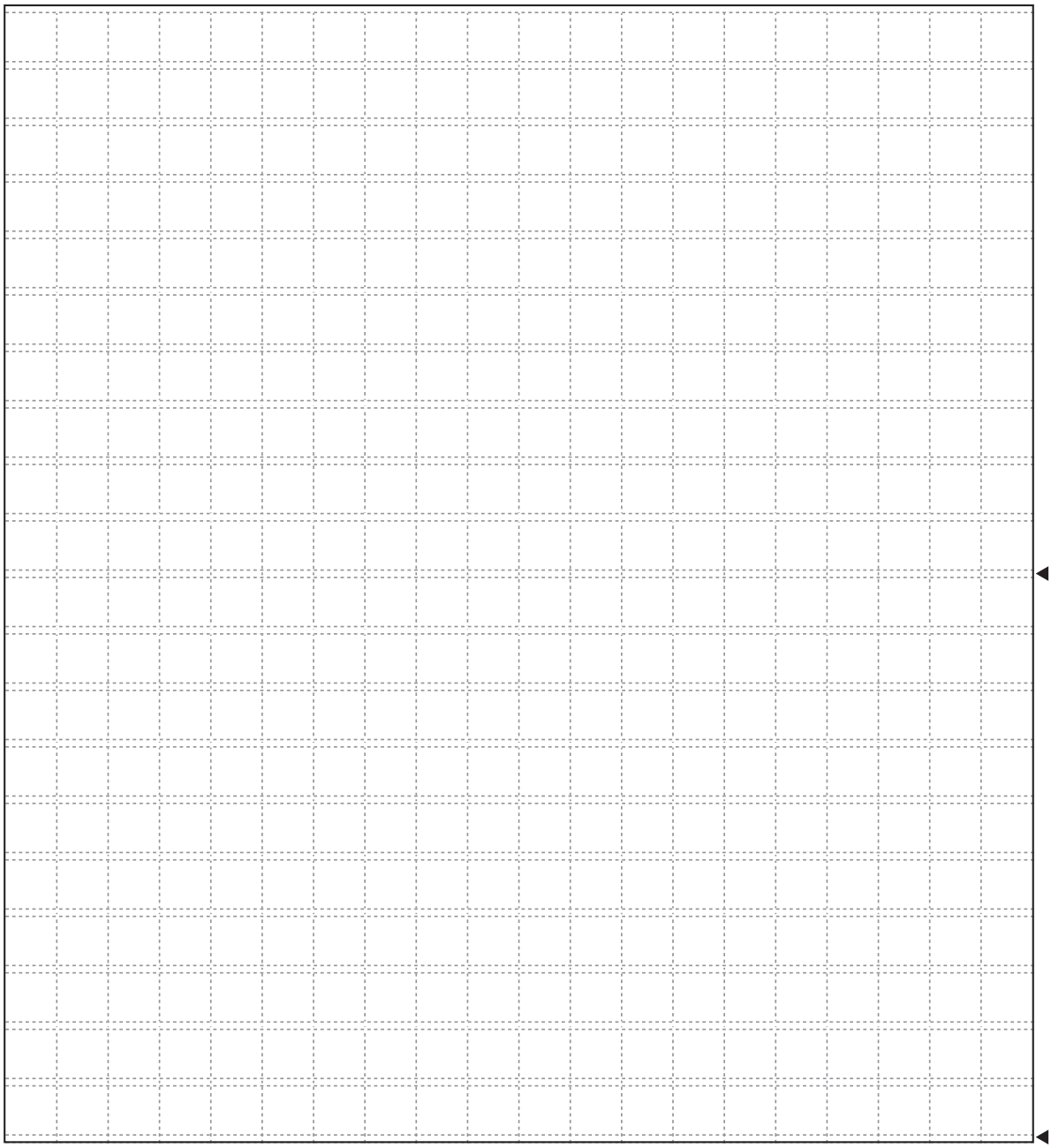
記入の際は、黒インクを使用し、楷書で自書して下さい。

課 題	資格取得を目指した理由と、自身の理想とする精神保健福祉士像を 600 字以上、800 字以内で記述しなさい。

◀400字

※本校記入欄

（裏面に続く）


◀600字
◀800字

2008（平成 20）年度までの大学・短大等入学者に適用
社会福祉士登録証のコピーを提出する場合はこの書類を提出する必要はありません。

受理番号	

※本校記入欄

基 礎 科 目 履 修 証 明 書

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は精神保健福祉士法第 7 条第 2 号の規定に基づく下記基礎科目を

□修めて卒業した

□修めて卒業する見込みである　　ことを証明する。

（いずれか該当する方にチェック☑して下さい）

	基礎科目（※ 1）	大学等における履修科目名	履修状況（※ 2）	読替認定年月日及び番号等（※ 3）
1	社会福祉原論		履修	
2	社会保障論		履修	
	公的扶助論		履修	
	地域福祉論		履修	
3	精神保健福祉援助技術総論		履修	
4	医学一般		履修	
5	心理学		履修	
	社会学		履修	
	法学		履修	

※ 1　基礎科目とは①社会福祉原論②社会保障論・公的扶助論・地域福祉論のうち 1 科目③精神保健福祉援助技術総論（社会福祉援助技術総論でも可）④医学一般⑤心理学・社会学・法学のうち 1 科目、最低 5 科目の履修が必要です。

※ 2　「履修状況」欄は、履修した（履修する見込を含む）科目の「履修」の文字を○で囲んで下さい。履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消して下さい。

※ 3　「読替認定年月日及び番号等」は厚生労働省精神・障害保健課「旧精神保健福祉課」認定のものをご記入下さい。厚生労働省の読替通知の範囲内の科目名であれば「読替通知の範囲」と記入して下さい。

年　　月　　日

大学名

学　長　　印

2009（平成 21）年 4 月から 2012（平成 24）年 3 月までの大学・短大等入学者に適用
社会福祉士登録証のコピーを提出する場合はこの書類を提出する必要はありません。

受理番号	

※本校記入欄

精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は精神保健福祉士法第７条第２号の規定に基づく下記基礎科目を

□修めて卒業した

□修めて卒業する見込みである　　ことを証明する。

（いずれか該当する方にチェック☑して下さい）

	基礎科目（※ 1）	大学等における履修科目名	履修状況（※ 2）	読替認定年月日及び番号等（※ 3）
1	人体の構造と機能及び疾病		履修	
	心理学理論と心理的支援		履修	
	社会理論と社会システム		履修	
2	社会保障		履修	
3	低所得者に対する支援と生活保護制度		履修	
4	福祉行財政と福祉計画		履修	
5	保健医療サービス		履修	
6	権利擁護と成年後見制度		履修	
7	精神保健福祉援助技術総論		履修	

※１　基礎科目とは①人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち１科目②社会保障③低所得に対する支援と生活保護制度④福祉行財政と福祉計画⑤保健医療サービス⑥権利擁護と成年後見制度⑦精神保健福祉援助技術総論、最低７科目の履修が必要です。

※２　「履修状況」欄は、履修した（履修する見込を含む）科目の「履修」の文字を○で囲んで下さい。履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消して下さい。

※３　「読替認定年月日及び番号等」は厚生労働省精神・障害保健課「旧精神保健福祉課」認定のものをご記入下さい。厚生労働省の読替通知の範囲内の科目名であれば「読替通知の範囲」と記入して下さい。

年　　月　　日

大学名

学　長　　印

2012（平成 24）年 4 月からの大学・短大等入学者に適用
社会福祉士登録証のコピーを提出する場合はこの書類を提出する必要はありません。

受理番号	

※本校記入欄

精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は精神保健福祉士法第７条第２号の規定に基づく下記基礎科目を

□修めて卒業した

□修めて卒業する見込みである　　ことを証明する。

（いずれか該当する方にチェック☑して下さい）

	基礎科目（※ 1）	大学等における履修科目名	履修状況（※ 2）	読替認定年月日及び番号等（※ 3）
1	人体の構造と機能及び疾病		履修	
	心理学理論と心理的支援		履修	
	社会理論と社会システム		履修	
2	現代社会と福祉		履修	
3	地域福祉の理論と方法		履修	
4	社会保障		履修	
5	低所得者に対する支援と生活保護制度		履修	
6	福祉行財政と福祉計画		履修	
7	保健医療サービス		履修	
8	権利擁護と成年後見制度		履修	
9	障害者に対する支援と障害者自立支援制度		履修	
10	精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）		履修	
11	精神保健福祉援助演習（基礎）		履修	

※１　基礎科目とは①人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち 1 科目②現代社会と福祉③地域福祉の理論と方法④社会保障⑤低所得に対する支援と生活保護制度⑥福祉行財政と福祉計画⑦保健医療サービス⑧権利擁護と成年後見制度⑨障害者に対する支援と障害者自立支援制度⑩精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）⑪精神保健福祉援助演習（基礎）、最低 11 科目の履修が必要です。

※２　「履修状況」欄は、履修した（履修する見込を含む）科目の「履修」の文字を○で囲んで下さい。履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消して下さい。

※３　「読替認定年月日及び番号等」は厚生労働省精神・障害保健課「旧精神保健福祉課」認定のものをご記入下さい。厚生労働省の読替通知の範囲内の科目名であれば「読替通知の範囲」と記入して下さい。

年　　月　　日

大学名

学　長　　印

2021（令和 3）年 4 月からの大学・短大等入学者に適用
社会福祉士登録証のコピーを提出する場合はこの書類を提出する必要はありません。

受理番号	

※本校記入欄

精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は精神保健福祉士法第７条第２号の規定に基づく下記基礎科目を

□修めて卒業した

□修めて卒業する見込みである　ことを証明する。

（いずれか該当する方にチェック☑して下さい）

	基礎科目（※ 1）	大学等における履修科目名	履修状況（※ 2）	読替認定年月日及び番号等（※ 3）
1	医学概論		履修	
2	心理学と心理的支援		履修	
3	社会学と社会システム		履修	
4	社会福祉の原理と政策		履修	
5	地域福祉と包括的支援体制		履修	
6	社会保障		履修	
7	障害者福祉		履修	
8	権利擁護を支える法制度		履修	
9	刑事司法と福祉		履修	
10	社会福祉調査の基礎		履修	
11	ソーシャルワークの基盤と専門職		履修	
12	ソーシャルワーク演習		履修	

※１　基礎科目とは①医学概論②心理学と心理的支援③社会学と社会システム④社会福祉の原理と政策⑤地域福祉と包括的支援体制⑥社会保障⑦障害者福祉⑧権利擁護を支える法制度⑨刑事司法と福祉⑩社会福祉調査の基礎⑪ソーシャルワークの基盤と専門職⑫ソーシャルワーク演習、最低 12 科目の履修が必要です。

※２　「履修状況」欄は、履修した（履修する見込を含む）科目の「履修」の文字を○で囲んで下さい。履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消して下さい。

※３　「読替認定年月日及び番号等」は厚生労働省精神・障害保健課「旧精神保健福祉課」認定のものをご記入下さい。厚生労働省の読替通知の範囲内の科目名であれば「読替通知の範囲」と記入して下さい。

年　　月　　日

大学名

学　長　　印



〒371-0846
群馬県前橋市元総社町152番地
TEL.027-253-0345　FAX.027-289-4657

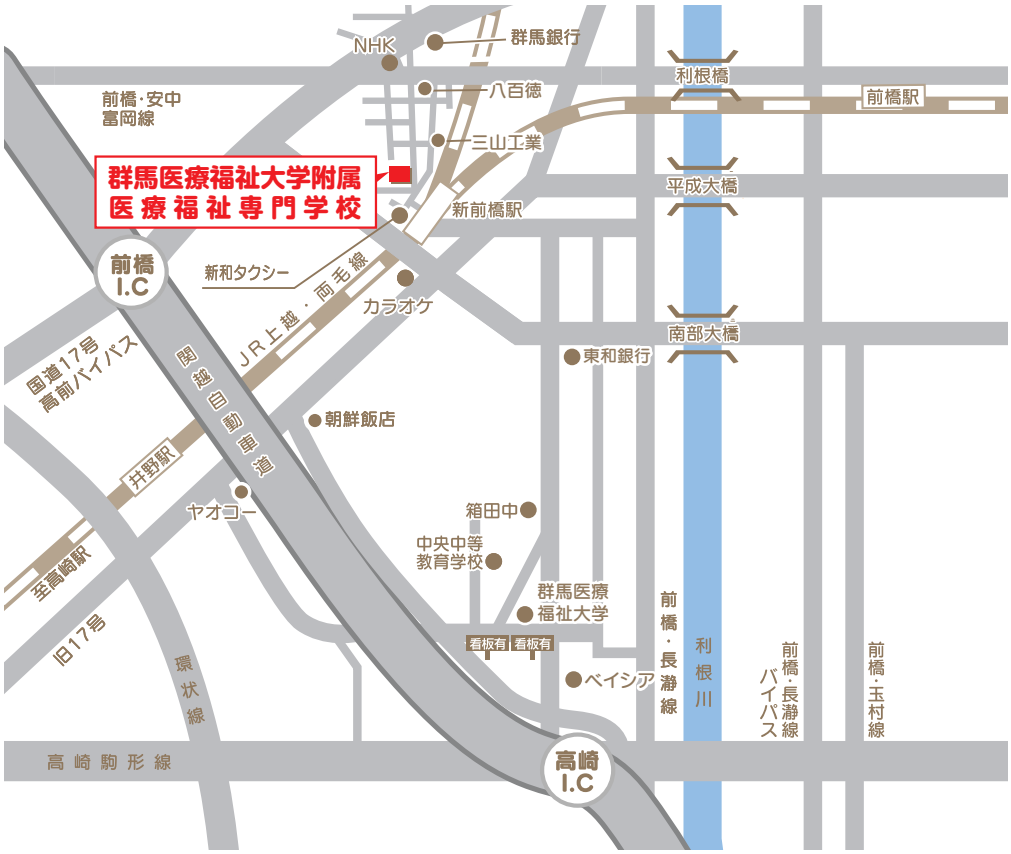
新前橋駅までのアクセス

●JR両毛線・上越線 高崎駅より約10分

新前橋駅（西口）から　群馬医療福祉大学附属医療福祉専門学校まで電柱広告に沿って徒歩約5分

お車でのアクセス

●関越自動車道高崎インターより約15分
●関越自動車道前橋インターより約5分
●駐車場有り



学校法人　昌賢学園

群馬医療福祉大学附属医療福祉専門学校

精神保健福祉士短期養成通信課程事務局

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町152　TEL.027-253-0345　※お電話でのお問い合わせは、平日の9:00～17:00となります。

URL　https://www.shoken-gakuen.ac.jp/correspondence/seishin/

入学に関するお問い合わせはTELまたはメールにて

0120 FreeDial 0120-135-294　E-mail　psw-gunsha@shoken-gakuen.ac.jp